

毎週火・金曜日発行

島根県報

第一、三六一号
平成十四年四月十九日
(金曜日)

目次

告示

農業近代化資金の利子補給率の一部改正

島根県ゴルフ場農業使用適正化指導要綱の一部改正

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良区の定款変更の認可

土地改良事業施行の同意

解除予定保安林

道路の供用開始

島根県収入証紙売りさばき人の代表者の住所の変更

島根県収入証紙の売りさばきの廃止

公告

林業種苗法の規定に基づく生産事業者の登録

林業種苗法の規定に基づく生産事業者の登録の失効

正誤

平成十四年三月二十六日付け島根県報号外第十九号中

告

示

島根県告示第四百五十二号

農業近代化資金の利子補給率(平成十一年島根県告示第九百十三号)の一部を次のように改正し、平成十四年四月二日から適用する。

平成十四年四月二日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則(昭和三十七年島根県規則第一号)第四条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。
平成十四年四月十九日
島根県知事 澄田信義

表中「年〇・四パーセント」を「年〇・六パーセント」に改める。

島根県告示第四百五十三号

島根県ゴルフ場農業使用適正化指導要綱(平成八年島根県告示第七十五号)の一部を次のように改正する。
平成十四年四月十九日
島根県知事 澄田信義

別表中「 $\frac{1}{100}$ 」を「 $\frac{1}{20}$ 」を

「 $\frac{1}{100}$ 」を「 $\frac{1}{20}$ 」を
「 $\frac{1}{100}$ 」を「 $\frac{1}{20}$ 」を

「 $\frac{1}{100}$ 」を「 $\frac{1}{20}$ 」を
「 $\frac{1}{100}$ 」を「 $\frac{1}{20}$ 」を

「 $\frac{1}{100}$ 」を「 $\frac{1}{20}$ 」を
「 $\frac{1}{100}$ 」を「 $\frac{1}{20}$ 」を

「 $\frac{1}{100}$ 」を「 $\frac{1}{20}$ 」を
「 $\frac{1}{100}$ 」を「 $\frac{1}{20}$ 」を

「フルトラニル	2.00	「を	フルトラニル プロピコナゾール	2.00 0.50	」に'
「ペンシクロン	0.40	「を	ペンシクロン ホセチル ネリカーバメイト	0.40 23.00 0.30	」に'
「ジチオピル	0.08	「を	ジチオピル シテュロン	0.08 3.00	」に'
「ナプロペンイド	0.30	「を	ナプロペンイド ハロヌルプロンメチル	0.30 0.30	」に'
「ブタミハス	0.40	「を	ブタミハス フラギスルプロン	0.04 0.30	」に改め

この告示は、平成十四年四月十九日から施行する。

附則

島根県告示第四百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十四年四月十九日

鹿足郡日原町土地改良区

島根県知事 澄田信義

一 就任した役員の氏名及び住所

理事	林 昭三	鹿足郡日原町大字青原七八五番地一
	西村 賢	富田二二六〇番地
	大庭 恵	柳村六三番地
	沖野 登宣	河村一〇三三番地
	水津 俊雄	池村一一一八番地
	森元 修一	枕瀬四六二番地五
	桑原 俊輔	瀧元一四〇七番地
	村上 淳	須川一〇五五番地四
	中谷 文一	相撲ヶ原一〇五六番地一
	内藤 義光	左鑑七六二番地二
	村上 淳	左鑑六六番地
二	就任年月日	
	平成十四年四月一日	
理事	三 退任した役員の氏名及び住所	
	林 昭三	鹿足郡日原町大字青原七八五番地一
	西村 賢	富田二二六〇番地
	水津 輝夫	溪村九八三番地
	沖野 登宣	河村一〇三三番地
	水津 俊雄	池村一一一八番地
	森元 修一	枕瀬四六二番地五
	木村 治	瀧元九五四番地
	村上 淳	須川一〇五五番地四
	中岡 通夫	相撲ヶ原一九〇番地
	内藤 義光	左鑑七六二番地二
	村上 淳	左鑑六六番地

島根県告示第四百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、松江市土地改良区の定款変更を平成十四年四月十日付けて認可した。

平成十四年四月十九日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第四百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成十四年四月十九日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	同意年月日
八束町	池跡地区農道事業（基盤整備促進事業） 二本松地区農道事業（基盤整備促進事業）	平成十四年四月十日

島根県告示第四百五十七号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年四月十九日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除予定保安林の所在場所
能義郡広瀬町布部二六一二の三
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第四百五十八号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年四月十九日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木事務所の名称	備考
県道	印賀横田線	仁多郡横田町大字大呂一〇五六番二地先から同大字一〇〇四番二地先まで	二六〇・〇〇メートル	平成十四年四月十九日	仁多土木事務所	

平成十四年四月十九日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第四百五十九号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の代表者の住所を変更した旨届出があった。

島根県告示第四百六十号

次の者から島根県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。

平成十四年四月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

指定年月日	平成十三年十一月六日	指定番号	九六二	新
売りさばき場所	松江市北陵町一番地 テクノアークしまね	住所及び氏名	松江市東朝日町二七八番地一〇 有会社フー ドサービス八雲 代表取締役 園山 正彦	新
売りさばき場所	松江市北陵町一番地 テクノアークしまね	住所及び氏名	松江市殿町一 一 有会社フー ドサービス八雲 代表取締役 園山 正彦	旧

公 告

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者を次のとおり登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十四年四月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

廃止年月日	平成十四年三月三十一日	指定番号	八四四	売りさばき場所	平田市平田町九五一番地一	住所及び氏名	平田市平田町九五一番地一 平田市長 大田 満保
-------	-------------	------	-----	---------	--------------	--------	----------------------------

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）の規定に基づく生産事業者の登録が次のとおり失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十四年四月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の所在地
		採取精選	苗木	
二三八	藤原 功 大原郡大東町大字塩田四一三	○	○	大原郡大東町大字塩田四一三
三七七	福田 邦男 仁多郡横田町大字稲原三八二	○	○	仁多郡横田町大字稲原三八二

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の所在地
		採取精選	苗木	
二〇三	大原郡森林組合 大原郡大東町大東	○	○	大原郡大東町大東
二〇四	加茂町森林組合 大原郡加茂町加茂中	○	○	大原郡加茂町加茂中
二一〇	錦織 嘉恵 大原郡加茂町大字岩倉五四六	○	○	大原郡加茂町大字岩倉

正

誤

平成十四年三月二十六日付け島根県報号外第十九号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

百	ページ	箇所	誤	正
改正規定	別表第一の四十三の項の		普通自動車第一種免許	普通自動車第二種免許

毎週火・金曜日発行

平成十四年四月十九日印刷
平成十四年四月十九日発行

発行者

島

根

県

印刷所

松江学園南町

松江学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)